

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。